



「エコ・スキーム」がサポートできる可能性のある農業活動のリスト

共通農業政策（CAP）は、持続可能な食料システムへの移行を管理し、EU の気候変動目標に貢献するとともに環境を保護するヨーロッパの農家の取り組みを強化するのに役立ちます。エコ・スキームは、この移行をサポートするための CAP の新しい手段です。加盟国は、それぞれの国の CAP 戦略計画の中でエコ・スキームを設定することになる。欧州委員会は、それらについて CAP がグリーン・ディール目標を達成するための重要なツールかどうかを評価し、承認することになる。

この文書は議論に貢献し、プロセスの透明性を高め、農業者、行政、科学者、利害関係者、一般の人々にエコ・スキームについて議論する機会を与えます。このリストは専門家との徹底的な議論を経て作成されました。

エコ・スキームによって支援される**農業活動**は、次の条件を満たさなければなりません：

- それらは、気候、環境、動物愛護、抗菌剤耐性に関連する活動をカバーする必要があります
- それらは、国／地域レベルで特定されたニーズと優先順位に基づいて定義されるものとします
- それらの野心レベルは、基準値の下で確立された要件と義務（条件付きを含む）を超えていなければなりません
- それらは、欧州グリーンディールの目標達成に貢献するものとします

○



欧州グリーンディールの目標



2030 年までに化学農薬の全体的な使用とリスクを 50% 削減し、より危険な農薬の使用を 50% 削減する



2030 年までに EU の農地の少なくとも 25%を有機農業にし、有機水産養殖を大幅に増加させる



2030 年までに家畜および水産養殖用の抗菌薬の売上を 50% 削減する

土壌の肥沃度を低下させずに、栄養素の損失を少なくとも 50%削減する。これにより、2030 年までに肥料の使用量が少なくとも 20%削減される。



2030 年までに少なくとも農業地域の 10%を多様性の高い景観に戻す

CAP 戦略計画は、グリーンディール目標、特にファーム・トゥ・フォーク戦略と 2030 年までの生物多様性戦略に由来する目標に取り組み、CAP の気候と環境に特有の目標を達成するために、農業環境および気候対策と投資と同様に、強化された条件、エコ・スキーム、農場顧問サービス、を実現します。

○



CAPの特別な目標

- SO 4** : 気候変動の緩和と適応、持続可能なエネルギーに貢献する
- SO 5** : 持続可能な発展と、水、土壌、空気などの天然資源の効率的な管理を促進する
- SO 6** : 生物多様性の保護に貢献し、生態系事業を強化し、生息地と景観を保護する
- SO 9** : 動物福祉を改善し、抗菌剤耐性に取り組む



キャップ戦略計画に基づく環境、気候、動物福祉活動の分野

- a. 既存の炭素貯蔵の維持および炭素隔離の強化だけでなく、農業活動からの温室効果ガス排出量の削減を含む気候変動の緩和
- b. 気候変動への適応（病気や気候変動に対する耐性を強化するための食料生産システムの回復力と動植物の多様性を向上させる取り組みを含む）
- c. 水質の保護または改善と水資源への圧力の軽減
- d. 土壌劣化の防止、土壌の回復、地力と栄養素管理の改善
- e. 生物多様性の保護、生息地または種の保存または復元（景観の特徴または非生産地域の維持および創造を含む）
- f. 農薬、特に人間の健康や環境にリスクをもたらす農薬の使用を持続可能かつ削減するための行動
- g. 動物福祉を強化したり、抗菌薬耐性に対処したりする行動



農業活動の事例

1. EUの政策活動で確立された活動：

○規則（EU）2018/848 で定義されている有機農業の活動（b、c、d、f、g）

- ・有機農業への転換（b、c、d、f、g）
- ・有機農業の維持（b、c、d、f、g）

○持続可能な使用に関する指令（SUD）で定義されている総合的病害虫・雑草管理活動（b、c、d、e、f） 次のものを含む：

- ・慣行管理区と無農薬区との間の緩衝地帯（c、e、f）
- ・機械的除草（c、e、f）
- ・回復力があり、害虫に強い作物品種や種の使用の増加（b）
- ・生物多様性の確保を目的とした休耕地の管理（c、e、f）

2. その他の活動：

○アグロエコロジー（次のものを含む）

- ・マメ科作物との輪作（a、b、d、f）
- ・混作－多毛作（b、d、e、f）
- ・果樹、ブドウ、オリーブなどの永年生作物の列間での被覆作物の利用（a、c、d、e、f）
- ・冬期間の土壌の被覆および間作物の使用（a、b、c、d）
- ・負荷の少ない草地利用の家畜飼育システム（a、c、d、g）
- ・気候変動に対してより耐性のある作物／植物品種の利用（b、c、e、f）
- ・生物多様性（授粉、鳥類、狩猟用動物）を目的とした、単一種によらない多様な永年草地の確保（c、d、e、f）
- ・メタン排出量を削減するための稲作の改良（例：湛水と落水を交互に行う間断かん水）（a）
- ・有機農業規則に基づいて設定された農法および基準（の実践）（b、c、d、f）

○畜産および動物福祉（次のものを含む）

- ・給餌計画：飼料と水の適合性とアクセス、飼料と水の品質分析（マイコトキシンなど）、最適化された給餌戦略（g）
- ・優しい住環境：動物 1 頭あたりのスペースの増加、畜舎内の床の改善（例：毎日交換される敷きわら）、自由な分娩、充実した環境の提供（例：ブタの鼻掘り、止まり木、巣作りの資材など）、熱ストレスに対処するための日よけ／スプリンクラー／換気（b、g）
- ・有機農業規則に基づいて設定された活動および基準（の実践）（g）
- ・乳牛の供用年数、低排出畜種の育種、遺伝的多様性と回復力の促進といった家畜の強靱性、繁殖力、寿命、適応力を高める活動（a、b、d）
- ・家畜の健康予防および管理計画：抗菌剤を必要とする感染症のリスクを軽減し、関連するすべての飼育活動（例えば、2 つの飼育空間の間の間隔、ワクチン接種と治療、病原体の侵入や蔓延を防ぐためのバイオセキュリティの強化、飼料添加物の使用など）をカバーするための全体的な計画（g）
- ・放牧地へのアクセスと草食家畜の放牧期間の延長（a、b、g）
- ・屋外エリアへの定期的なアクセスの提供と管理（g）

○アグロフォレストリー（農林複合）（次のものを含む）

- ・景観機能の確立と維持（a、c、d、e）
- ・景観機能の管理と伐採計画（e、f）
- ・生物多様性の高い林間放牧（silvopasture）システムの確立と維持

○高い自然的価値（HNV：high nature value）の農法（次のものを含む）

- ・生物多様性（授粉、鳥類、狩猟用動物など）を目的とした種構成の休耕地（c、e、f）
- ・空地や永年作物圃場での牧羊、移牧（季節ごとに決まった放牧地間を移動する放牧の一形態）、および共同放牧（b、d、e、f、g）
- ・半自然的な生息地の創出と強化（a、b、c、d、e、f、g）
- ・耕地（に適した）作物の肥料使用量の削減と低強度管理（a、b、c、d、e、f、g）

○カーボンファーム（大気中の CO₂ を土壌に取り込んで、農地の土壌の質を向上させ温室効果ガスの排出削減を目指す農法）（次のものを含む）

- ・保全型農業（a、d）
- ・湿地や泥炭地の再湿地化とそこでの耕作（パルディカルチャー）（a、c、d、e）
- ・冬期に地下水位を最低限までさげる（a、c、d）
- ・圃場残渣の適切な管理（例：圃場残渣のすき込み、圃場残渣への播種）（a、c、d）
- ・永年草地の確立と維持（a、c、d、e、f）
- ・永年草地の広範な利用（a、c、d）

○精密農業（プレシジョンファーム）（次のものを含む）

- ・養分管理計画、養分流亡を最小限に抑えるための革新的なアプローチの利用、養分摂取に最

適な pH、循環型農業（a、c、d、f）

- ・投入物（肥料、水、植物保護製品）を削減するための精密農業（e、f）
- ・灌漑効率の改善（b）

○養分管理の改善（次のものを含む）

- ・決められているレベルを越える硝酸塩関連措置の実施（c、d、e）
- ・過剰な養分による水、大気、土壌の汚染を軽減および防止するための措置（まだ義務化されていない場合は土壌サンプリングや栄養トラップの作成など）（c、d、e）

○水資源の保護（次のものを含む）

- ・作物の水要求量の管理（水の消費量が少ない作物への切り替え、植え付け日の変更、灌漑スケジュールの最適化）（b）

○土壌に有益なその他の取り組み（次のものを含む）

- ・浸食防止帯および防風帯（b、d、e）
- ・棚田（段々畑）および帯状栽培（strip cropping）の確立や維持（b、d、e）

○温室効果ガス排出に関するその他の取り組み

- ・腸内発酵からの排出量を減らすための飼料添加物（a）
- ・家畜排せつ物の管理および貯蔵の改善（a）

関連する用語解説

※**カーボンファームिंग**：大気中の CO₂ を土壌に取り込んで、農地の土壌の質を向上させ温室効果ガスの排出削減を目指す農法である

「Carbon Farming（カーボンファームिंग）に関する報告書」（2023年3月）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/platform-172.pdf>

※**パルディカルチャー**：湿地を損なわずに商業的価値があるものを生産する取り組みをいう。

ラムサール条約第 13 回締約国会議（2018 年ドバイ）で、ピートランドに関して採択された決議の一つに、締約国にピートランドの保全と持続可能な利用や、劣化した泥炭地の再生のための立法を奨励し「**再湿潤化した湿地での耕作（Paludiculture）**」の推進を求めるものがある（決議 13）。

※ **strip cropping**：浸食を最小限にするため土地の輪郭に沿って作物を帯状に栽培すること

※**エコスキーム**は、具体的な直接支払いの対象分野についての解説書である。文中に何力所か

「above conditionality」「beyond conditionality」のように **conditionality** という語が出てくるがエコスキームに関連する用語のようであり、訳文の中では特に訳していない。詳細は次の文献を参照されたい。

EUの2021年CAP改革にみる ファームトゥフォーク戦略への対応

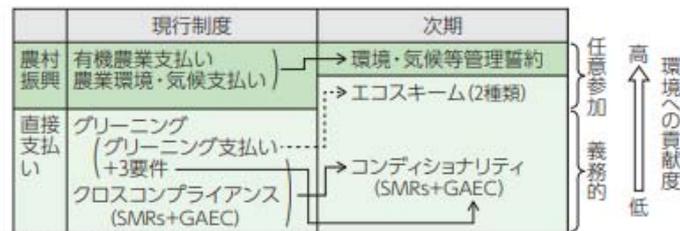
農林金融 2022年2月号 48-69

要 旨

欧州が国際的に農政のグリーン化を先導するなかで、EUは2021年に共通農業政策（CAP）の次期改革を決定した。改革案は当初から独自に環境対策の強化を打ち出していた。その審議中にファームトゥフォーク戦略など一連の環境戦略が発表され、CAPに環境・気候分野の施策への貢献を求めた。成立した2021年CAP改革は当初案の枠組みを維持しつつ、環境戦略に沿った修正がなされた。「CAP戦略計画」の立案・承認・評価の方向づけや、「エコスキーム」直接支払いの対象分野具体化、直接支払い等の受給要件「コンディショナリティ」の拡充などである。ただしそれらの実効性は多分に加盟国の計画および欧州委員会との交渉にかかっている。加盟国の権限拡大や、公平性の強化も重要な改革要素である。CAPに対する環境部門の影響が強まる一方、環境戦略による農業者等への影響には不明な点が多く懸念もある。今後も環境戦略の展開が予定されており、政策部門間の調整が続くと考えられる。

(<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2202re1.pdf>)

第1図 直接支払いの環境・気候対策



資料 平澤(2019)に加筆

第7表 良好な農業・環境条件(GAEC)

分野	要件	備考
気候変動 (緩和・適応)	GAEC 1 農地に占める永年草地の割合(国・地域・サブ地域・経営集団・経営いずれか)に基づく永年草地の維持(18年対比減少5%以内)	旧グリーンング要件(永年草地面積の減少5%以内)に対応
	GAEC 2 湿地と泥炭地の保護	新規
	GAEC 3 耕地の切り株焼却禁止(植物衛生上の理由によるものを除く)	
水	GAEC 4 水路沿いに緩衝帯を設定	
	- [審議で削除:農場養分持続性ツールの使用]	新規
土壌 (保護と質)	GAEC 5 土壌の劣化リスクを減じる耕起管理(傾斜の考慮など)	
	GAEC 6 最も傷みやすい時期の大部分において土壌を露出させない最低限の土壌被覆	
	GAEC 7 耕地における輪作(水面下で生育する作物を除く)	旧グリーンング要件(作物多様化)に対応
生物多様性と景観 (保護と質)	GAEC 8 ・非生産的用地ないし特性(休耕含む)に充てる耕地の最低限度割合4%(例外あり) ・景観的特性の保存 ・鳥の繁殖・子育て期における生垣と樹木の伐採禁止 ・(任意措置)侵入植物種を避ける措置	非生産的用地・特性は旧グリーンング要件(耕地の5%を環境重点用地にする)に対応
	GAEC 9 Natura 2000指定区域(自然保護区)内における環境上重要な永年草地の転換・耕起の禁止	旧グリーンング要件(同左)に対応

資料 CAP戦略計画規則付属文書III

第8表 法定管理要件(SMRs)

分野		対象法制		備考
気候・環境	水	SMR 1	水枠組指令(2000/60/EC)	新規
		SMR 2	硝酸塩指令(91/676/EEC)	
生物多様性と景観(保護と質)	SMR 3 SMR 4	SMR 3	野鳥指令(2009/147/EC)	
		SMR 4	生息地指令(92/43/EEC)	
公衆・動物・植物衛生 [動物は審議で削除]	食品安全性	SMR 5	一般食品法規則((EC)No178/2002)	後者は新規
		SMR 6	ホルモン作用又は抗甲状腺作用を有する物質、及びβ作動薬の畜産における使用の禁止に関する指令(96/22/EC)	
	動物の個体識別と登録	—	[審議で削除: 豚識別登録指令(2008/71/EC)、牛識別登録・牛肉表示指令(1760/2000)、羊・山羊識別登録指令((EC)No21/2004)]	
	動物疾病	—	[審議で削除: 伝染性海綿状脳症規則((EC)No999/2001)、伝染性動物疾病規則(動物衛生法)(EU)2016/429]	
	植物用防除資材	SMR 7	植物用防除資材の販売にかかる規則((EC)No1107/2009)	
SMR 8		農薬持続可能使用指令(2009/128/EC)	新規	
動物福祉		SMR 9	子牛保護最低基準指令(2008/119/EC)	
		SMR 10	豚保護最低基準指令(2008/120/EC)	
		SMR 11	農業用動物保護指令(98/58/EC)	

資料 第7表に同じ

(注) 要件に該当するのは上記法制のうち特定の条項(本表では割愛)のみ。

第9表 社会的コンディショナリティ

分野		対象法制
労働	雇用	透明で予測可能な労働条件(指令(EC)2019/1152)
	衛生・安全	労働者の衛生・安全の改善を奨励する措置(指令89/391/EEC)、労働者の作業機器に関する安全・衛生の最低要件(指令2009/104/EC)

資料 CAP戦略計画規則付属文書IV

(注) 要件に該当するのは上記法制のうち特定の条項(本表では割愛)のみ。また、25年までに労働者の自由な移動に関する規則492/2011第7条(1)を含めることの実現可能性を検討する。

第11表 各種直接支払制度

次期制度	設置	予算構成比 ^(注1)	内容
持続可能性のための基礎的所得支持(基礎的所得支持)	必須	規定なし	従来制度の受給権を継承した面積支払い、あるいは一律面積単価(国ごとに選択)
持続可能性のための補完的再分配所得支持(再分配所得支持)	必須 ^(注2,注3)	10%以上 ^(注3,注4)	大規模経営から中小規模経営への再分配のため、各農業者につき一定以下の面積に対し所定額を給付
補完的若年農業者所得支持	任意 ^(注2)	3%以上 ^(注5)	最長5年間、年齢上限35歳~40歳(各国が規定)。年次面積支払いまたは農業者当たり所定額の支払い。新規就農者向け制度も導入可能
小規模農業者支払い	任意	規定なし	基礎的所得支持・再分配所得支持・若年農業者所得支持を代替する(簡易な)制度。農業者の利用は任意。所定額支払いまたは面積支払い。最大1,250ユーロ/人・年
カップル所得支持	任意	13%以下 ^(注6)	困難にある品目およびタンパク質作物に対する年次面積支払いまたは頭数支払い
気候・環境・動物福祉スキーム(エコスキーム)	必須	25%以上 ^(注4,注7)	気候・環境・動物福祉、抗微生物剤耐性対策に資する取組みに対する支払い。農業者の参加は任意。年次面積支払い。基礎的所得支持への上乗せ、あるいは掛かり増し費用と逸失所得の補てん

資料 CAP戦略計画規則に基づき作成

(注) 1 各国の直接支払い予算に課される規定。

2 現行制度から変更。

3 免除の特例あり。CAP戦略計画で第一の柱による他の手段を用いて公平な分配と対象の絞り込みが十分にできる場合に適用。

4 当初規則案にはなかった予算構成比の規定。

5 農村振興政策の若年農業者就農助成および若年農業者投資助成(の最大50%)との合計額。

6 最高限度引上げの特例あり。18年の支払い実績、タンパク質作物向けの2%追加、あるいは年間総額3百万ユーロ以内。

7 最低限度引下げの特例あり。農村振興政策に占める関連施策(農業環境・気候節約、環境関連規制地域、環境・気候・動物福祉にかかる投資)の割合が30%を超過する分により相殺し、半分(直接支払いの12.5%)まで引き下げることができる。同じく農業環境・気候節約の予算額がここに定める最低限度額の1.5倍を超過する場合は、4分の1(直接支払いの6.25%)まで引き下げることができる。また、26年までは各種経過措置あり。

8 ほとんど利用のない現行の自然制約地域支払いは廃止され、農村振興政策の同種の施策に一本化される。